

2022年度③

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法③

I 手形抗弁に関して、物的抗弁と人的抗弁の違いにつき説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社(以下、「甲社」という。)は、電子機器の製造・販売を事業内容とする公開・大会社である。甲社は、監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の発行可能株式総数は3万株であり、その発行済株式総数は1万株である。なお、甲社の定款では、定時株主総会における議決権行使および株主への剰余金配当の基準日は、3月末日とされている。甲社は、その取締役会決議を経て、令和3年6月25日を開催日とする定時株主総会(以下、「本件総会」という。)の招集通知(以下、「本件招集通知」という。)を、同年6月10日に発出した。本件総会の議題・議案(決議事項)は、任期満了による取締役5名(A、B、C、DおよびE)選任の件を1号議案、退任取締役Fへの退任慰労金支給の件を2号議案としている。甲社の株主X(300株を保有)は、同年6月12日に、本件総会の招集通知および参考書類を受けとった。Xが、その株式投資仲間であるY(甲社の株式100株を保有し、基準日の株主名簿上の株主である)と雑談をしていたところ、同年6月20日になっても、Yのもとには、本件招集通知が届いていないことが判明した。さかのぼって同年4月10日に、甲社の株主配当性向の低さに不満を抱いていたXは、甲社に対し、本件総会に関して、1株当たり500円の株主配当を行うことを内容とする議題・議案提案権(以下、「本件提案」という。)を適法に行使するとともに、甲社に対して、本件提案の要領を本件招集通知に記載することを求めていた。しかし、甲社は、本件招集通知に、本件提案の要領を記載していなかった。同年6月25日の本件総会では、1号議案、2号議案とも、出席株主の90パーセントを上回る賛成で可決されたが、本件提案が付議されることはなかった。また、本件総会終了後の同年7月20日に、甲社からは、委託先のシステムトラブルにより、本件総会の招集通知につき、200株相当の通知漏れ(以下、「本件通知漏れ」という。)があったことが判明したとのお詫びのプレスリリースがなされた。なお、本件通知漏れは、その件数を含めて事

実であった。

令和3年8月1日、Xは、本件総会の決議の取消しを求めて、京都地裁に提訴した。Xとしてはどのような主張を行うべきか、また、その訴えが認容されるべきかにつき、述べなさい。(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くX株式会社(以下、「X社」という。)は、古紙のリサイクルを主な事業内容とする公開会社であるが、大会社でも上場会社でもない。X社は、監査役設置会社であり、種類株式発行会社ではない。X社の発行可能株式総数は2万株であり、その発行済株式総数は1万株である。X社の筆頭株主は、製紙業を営むY株式会社(以下、「Y社」という。)であり、Y社は、X社の株式の35%を保有している。X社とY社は、かねてより提携関係にあるが、このところ、Y社はX社に対して複数の取締役の受入れやY社にとって有利な取引条件の改定を求めるなどその要求を強めている。Y社の要求を過大なものと感じ、経営の自由度を高めたいX社代表取締役Aは、製紙業を営むZ株式会社(以下、「Z社」という。)との提携を視野に入れ、Z社を単独の引受人とする募集株式6000株の発行を行うこととした(以下、「本件新株発行」という。)。令和4年1月10日、X社は、その取締役会決議を経て、本件新株発行に関する公示(以下、「本件公示」という。)を行った。本件公示では、本件新株発行の発行価額は、1株9500円とされ、また、その払込期日は、同年1月26日と定められるとともに、その発行目的は、設備のリニューアルとされた。なお、X社株式の本件新株発行前の公正な価格は、1株1万円であった。同年1月26日、Z社は、X社の了解のもと、本件新株発行につき、1株8000円で6000株相当の払込を終え、資本金増加の登記がなされた。同年3月20日、Y社は、本件新株発行の実際の払込金額が、1株8000円であることを知った。

令和4年4月10日、Y社は、本件新株発行の無効の訴えを大阪地裁に提起した。その訴えが認容されるべきかにつき、述べなさい。(40点)